

「福岡県子ども若者シェルター運営業務」 企画提案公募 ～質問回答一覧～

令和7年8月1日(金)回答公表

No	質問	回答
1	<p>(施設設備等について) 以下の条件を満たしていることを前提として、既存の事業を行っている建物内の一部を使用することは可能か。 1) 既存の事業の法令等で定められている専有スペースは使用しない 2) 若者シェルター事業に必要な居室(6室以上)やその他のスペースは必ず確保する 3) 互いの事業に支障をきたさない様に、十分に配慮する 4) 既存の事業の利用者と若者シェルターの宿泊者等のプライバシー等に十分に配慮する 5) 防犯対策等を十分に行い安全面に配慮する 6) その他、福岡県が必要と定める要綱を順守する</p> <p>上記の使用が可能な場合、既存事業の施設の種類(高齢者施設、障がい者施設、児童福祉施設等)によっては、一部を使用することが認められない等はあるか。</p>	<p>シェルターの施設としては、既存事業を行っている建物の一部を使用することについて特設公募仕様書上の規制はなく、その既存事業の施設の種類によってシェルターの施設として公募仕様書上求める内容が変わることはない。</p> <p>シェルターとして使用する部分がシェルター専用の施設として確保され、公募仕様書4(2)に定める施設設備等の仕様を満たしていれば問題はない。</p> <p>ただし、同一建物内の一部をシェルターの事業の用に供することによって、既存事業を行っている施設として順守すべき基準に反することにならないかという点については、当該基準と根拠法令を所管する行政庁に別途御確認いただきたい。</p>
2	<p>(職員の資格要件について) 管理者、支援員、補助員に必要な資格要件等はあるか？</p>	<p>管理者、支援員、補助員については、公募仕様書に定めている要件以上に必要となる資格はない。</p> <p>【公募仕様書に定めている要件】 管理者:公募仕様書4(1)ウ 支援員:公募仕様書4(1)エ 補助員:公募仕様書4(1)ア・エ</p>